

「芸術文化基本法（仮称）の制定および関連する法律の整備を」

— 21世紀、創造的な社会の構築のために—

実演家からの提言

（中間まとめ）

2001年3月26日

わたしたち、俳優、歌手、演奏家、舞踊家、演芸家等、実演家の団体によって構成される日本芸能実演家団体協議会は、芸術文化の発展による平和でより豊かな社会の実現を希求し、多年にわたり芸能振興に関わる諸活動を意欲的に展開してきた。

21世紀を迎え、市民ひとりひとりの創造性が尊重され、その育成と文化による心豊かな社会の実現に対する要請が弥増しに高まりつつある今日、私たちは、創造的営みの中で芸能の専門家としての役割を自覚し、人々の自己実現のプロセスに積極的に参画し貢献することを目的として、ここに、全実演家を代表して、必須の施策を包括した「芸術文化基本法(仮称)」の制定と関連諸法規の整備を求めるものである。

社団法人 日本芸能実演家団体協議会

目次

はじめに

基本理念

- 1) 芸術文化の価値
- 2) 今日的意義
- 3) 芸術文化の法的な背景
- 4) 芸術文化基本法の理念

具体的提言

1. 文化における参加の機会の保障

- <1. 芸術文化機関>
- <2. 非営利の芸能組織>
- <3. 教育における芸術>
- <4. 国際交流>

2. 芸術文化を支える専門職能の確立のために

- <1. 専門家の定義>
- <2. 専門家の養成・研修>
- <3. 実演家の地位>

3. 社会基盤の整備のために

- <1. 文化政策の遂行にかかわる制度>
- <2. 財政・税制上の措置>
- <3. 著作権制度の整備>
- <4. 芸術振興に関する年次報告の整備>

<注記>

はじめに

2001年、私たち日本人は、未来に対する大きな不安と混乱の中で、新しい世紀を迎えました。凶悪化する青少年犯罪、急増する自殺者の数、国際化社会における孤立感、出口の見えない経済の低迷、……物質的な豊かさの中で、私たちは、言いしれぬ不安感の中に身を置いています。希望はあるのでしょうか……。私たち、芸術家は、芸術を愛するすべての者は、いまこそ、芸術文化にその希望の糸口があると信じています。私たちの、これまで行ってきた小さな創造的な営みが、硬直した日本社会を変革する大きなくさびとなる 때가来たとき実感しています。

日本の国土と社会は、都市化、情報化が進み、「命の大切さ」「生命の豊かさ」を直接的に実感する機会が急速に失われつつあります。また、凶悪化する青少年犯罪や、地方都市への犯罪の広がりに対しては、「心の教育」が叫ばれて久しくなります。では、「心の教育」の本質とはなんのでしょうか。古来、人間の精神に対するケアは、宗教と芸術文化が司ってきました。優れた芸術作品に触れることは、多くの「他者の人生」「他者の世界観」に触れることであり、そこから私たち人類は、命の大切さ、生命の豊かさを学んできました。また疲れた精神を休め、人生に彩りを与えてくれるのも、優れた芸術作品でした。

さらに芸術は、単に人々の心を癒すだけではなく、若い、病い、愛する者との別離といった人間が避けて通れない事柄、人生の恐れや悲しさや寂しさを静かに受け入れるためにも、大きな役割を果たしてきました。「人は一人で、この寂しい生を引き受けて生きて行かなくてはならない」「しかしながら、人は、他者とのつながりの中で生きている」…芸術は、この二つの事柄をふたつながらに実感させてくれるものです。

私たち日本人は、百三十年にわたって近代化に邁進し、経済的な豊かさを手に入れました。しかし、その豊かさが、私たちの幸福に直結していないのは何故でしょうか。

価値観は多様化し、一人ひとりの幸福感に対する概念も大きく変わってきました。異なる価値観を持った人々が、自由に豊かに暮らせる成熟した社会を創るために、芸術の果たせる役割は小さくないだろうと私たちは考えます。国民一人ひとりが、みずからの生き甲斐を見つけ、みずからの価値観に従って人生を送ることが成熟社会の要件であるとするならば、芸術文化は、そのような私たちが目指すべき社会の根幹をなすものと言えるでしょう。なぜなら芸術文化は異なる価値観を認め合い、理解し合うところから出発し、またそのための対話の能力を高めるものだからです。

国内外の様々な地域に暮らす日本人が、地域に暮らすことに誇りを持つためにも、優れた芸術文化の振興は欠くことができないものです。物質的な豊かさだけでは、人は地域社会に誇りを持って生きていくことはできません。その地に住むことを誇りとできる文化、人間関係を築くことが、これからの地域共同体には不可欠の要素です。

芸術文化は、成熟した民主主義国家にとって、その精神の基盤を形成するために、なくてはならないものであると考えます。

今日、日本の産業構造は大きく変革し、高度消費社会へと変貌を遂げてきました。物質的豊かさから精神的な豊かさに、消費の対象も移りつつあります。私たち一人ひとりが人生を豊かに楽しみ、次世代に希望と展望を与えられる正しい意味での消費社会を形成するためには、この国に住む人々全員が質の高い芸術文化を享受できる環境が必要です。

いまこそ、憲法で保障された健康で文化的な生活を実現するために、芸術文化の振興と基本法をはじめとする諸法規の整備を求めたいと思います。芸術を、限られた人々の趣味にとどまらせるのではなく、社会に開かれた、そして社会になくてはならない、社会を構成する一つの要素として発展させるために、その愛好者のみならず、同時代を生きるすべての人々の力を結集して、本提言に対して広く議論が重ねられることを願っています。

提言の基本理念

1) 芸術文化の価値

◇芸術文化は、

人々の豊かな創造性を育み、
人々の表現力を高め、コミュニケーション力を高め、
人間の成長に欠くことができないもの、
人々の心にやすらぎを与え、潤いのあるものとし、生きる意欲を高め、
自己実現のための新たな目標、手段となってきた。

◇多様な芸術的創造は、

ゆとりある豊かな社会を生みだし、
地域社会や同時代意識の共有を生みだし、
グローバル化の中での自己認識や伝統を尊重する心を育みつつ、
ことばを豊かなものとし、
人と人とのつながりを深め、
民主主義社会の基盤を強くする。

◇芸術文化は日々、創造され、継承され、変容し、新たな芸術文化が形成されていくが、この営みを維持、発展するためにはたゆまぬ努力を必要とし、その努力のうえに豊かで多様な芸術文化に参加できる生活、社会が実現する。

2) 今日の意義

今日、芸術文化のもつ価値は、経済・社会の発展と深く関わっている。創造的な営為が文化産業、情報産業の充実・発展につながることはもちろん、高度消費社会においては、人々の創造性の向上は、あらゆる産業の活性化、発展の基本要件として認識されるようになってきている。

また、市民活動が広がり、市民ひとりひとりがさまざまな主体と協同しながら地域を活性化し、中央集権的なあり方から、自律分散型の社会へ移行を模索するなかで、人と人をつなぎ、地域の固有性を高めていく媒介として、芸術文化活動の役割はますます重要になってきている。

さらには、グローバル化が進展するなかで、自らの地域や国に固有の文化の価値を認識しつつ、世界の多様な文化に触れ、多様な価値観への理解を促していくことは、平和の礎としても大切なことであり、豊かで安定的な国民生活に深く関わることである。

3) 芸術文化の法的な背景

芸術文化に関わる認識については、これまでに日本国憲法や国際条約等において、次の

ような位置づけが積み重ねられてきた。

- ・ 憲法においては、第 13 条の「生命、自由及び幸福追求に対する権利」、第 25 条の「文化的な最低限度の生活を営む権利」の中に、人々にとって文化が重要であるとの認識が示されている。
- ・ また、憲法 21 条の「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」に、芸術活動は人々の自由な表現活動により生み出されるものであることを確認し、実演家および芸術団体の自律の原則を保障している。
- ・ 「世界人権宣言(1948)」27 条に規定される「すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利」ならびに「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (1979)」15 条に規定される「文化的な生活に参加する権利」に国際的な認識を読みとることができる。
- ・ 「児童の権利に関する条約(1989)」第 31 条に「年齢に適した遊び及びリクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利」を認めており、子どもの文化権を保障することの大切さが国際的に表明されている。
- ・ ユネスコにおいては、芸術家が「生活と社会の発展のために重要な役割を果たしていること」に鑑み、「芸術家の地位に関する勧告 (1980)」を出している。
- ・ 文化庁長官の私的諮問機関として文化政策推進会議が「文化立国の実現に向けて一文化振興マスタープラン (1998)」をまとめ、「文化立国の実現が、まさに国をあげて取り組むべき喫緊の課題である」と宣言している。

4) 芸術文化基本法の理念

芸術文化の価値および国際的な認識から、芸術文化基本法においては、

- 1) 人々が等しく芸術文化を享受・参加する権利（文化権）を有すること
- 2) 芸術家および芸術文化諸活動の担い手が専門家として活動する条件を整備することを基本理念とし明確にうたう必要がある。

人々がこの認識を共有し、協同して、この理念を実現するため参加する指針となり、専門機関や専門家の活動が人々の文化権の実現に貢献できる体制を整備し、国や地方公共団体の責務を明示する基本法の制定と関連する法律の整備をする必要があると考える。

具体的な提言

1. 文化における参加の機会の保障のために

人々が、年齢や性別、居住する地域などにかかわらず、等しく、豊かな芸術文化体験をできるよう、文化における参加の機会が保障されなければならない。

そのため、芸術文化機関および非営利の芸能組織は、社会教育施設、学校などの教育機関や、福祉施設、医療施設などと連携し、その機会保障に努めなければならない。

<1. 芸術文化機関>

人々が幅広い演劇、音楽、舞踊、演芸等、芸能を鑑賞し、自ら創造に参加する機会を保障する装置として、以下の基準に基づく非営利の芸術文化機関を法律で位置づける。

- ・ 地域の特性を生かしながら、創造および公演事業および教育普及事業を行うために、専門スタッフおよび実演家が相当数雇用されているか、あるいは施設を管理運営する組織と特定の芸能組織が共同して事業を行う関係が明確に規定されていること。
- ・ 多くの人々に質の高い芸能の鑑賞機会を提供するため、作品創作および相当数の舞台公演を開催すること。
- ・ 地域の人々に芸能に関わる教育普及プログラムを提供すること。とりわけ障害者や児童青少年、高齢者への配慮をすること。

なお、上記の芸術文化機関については、設置主体が公民の別を問わないが、従来の市民会館、文化会館などの公立文化施設とは異なる概念の事業体である。また、類似の芸術文化機関としては、美術館、博物館、図書館などがある。

<2. 非営利の芸能組織>

芸能においては、その多くが集团的に創作行為を営むことによって実現されるという特長があり、歴史的に演劇、音楽、舞踊等の創作集団が形成されてきている。人々が多様な芸能を享受できるためには、芸能を創造し、公演活動をすすめたり、無形文化財の保存と活用をすすめる活動が非営利で自律的に行えるよう、芸術文化機関に準じた「非営利の芸能組織」への法的対応が必要である。

<3. 教育における芸術>

芸術文化機関および非営利の芸能組織（以下、芸術文化機関等という）および実演家個人が、地域の学校や既存の社会教育施設、福祉施設、医療機関などと協力して、地域の人々に芸能を体験する機会を提供することが推奨されねばならない。とりわけ、児童青少年に対しての教育機会の拡充が望まれる。

- ・ 学校、福祉施設、医療機関などへの専門家の派遣制度の拡充
- ・ 地域の拠点となる芸術文化機関等と学校・福祉施設・医療施設が提携して行う、鑑賞機会や教育プログラムの拡充

< 4. 国際的な交流 >

国際的な相互理解を深め、創造力を育み、芸術文化の一層の発展をはかるために、芸術文化の国際交流を拡充し、多様に展開する。ただし、多様な文化が顕在する今日においては、国際的にだけでなく、国内的にも文化的な多様性が実現されていることが不可欠で、世界の様々な芸術文化が国内において共存し、積極的に触発しあう状況を創り出すために、次のような施策が必要である。

- ・ 資金・経費面での支援の拡充（助成金財源の拡充・国管掌の海外保険機構の設置等）
- ・ 情報提供・斡旋・ノウハウ提供・機材貸付等の仲介支援機能の確立
- ・ 国際共同制作への優遇策・支援策
- ・ 興行ビザ発給・税制等における互惠平等の確立

2. 芸術文化を支える専門職能の確立のために

< 1. 専門家の定義 >

人々が芸術を享受し、また創造的に参加することを保障するためには、異なった役割を担う専門家が媒介となって、もてる能力を十分に発揮する必要がある。その専門職能については定義が必要で、今後のさらなる検討が必要であるが、以下に例示する。

- ・ 実演家
- ・ 芸術技術スタッフ
- ・ 芸術文化機関等における専門スタッフ

< 2. 専門家の養成・研修 >

人々の享受や参加の場をつくりだすためにさまざまな人材が必要となる。芸術文化機関等において人々と芸能をつなぐ人材、舞台上で演じる人材、その舞台を支える技術スタッフ等である。現在、これらの専門家を養成し、さらに職に就いた後の研修についても十分とは言えない。この養成・研修の体制を整備する必要がある。

- ・ 芸術文化機関等において、人々の芸術文化活動への参加に際し、的確な指導、助言を行える専門的人材の養成を行う。
- ・ 前項の人材および芸能活動を担う専門家を養成・研修するために、既存の高等教育機関の拡充、伝統芸能などの養成事業の拡充とともに、演劇・舞踊分野の高等教育機関を創設する。
- ・ 多様な芸能が存在するわが国にとって、実演家、専門スタッフの協会組織など統括団体の役割を強化し、それらが行う技術の伝承を含めた専門家研修事業への助成制度を充実させる。
- ・ 実演家、専門スタッフの教育体制の量的拡大、質的向上のため、芸能やマネジメントに関わる情報の収集・分析、研究を行う、芸術文化機関、芸能組織、大学等高等教育機関の共同利用機関としての舞台芸術総合研究機構を創設する。

< 3. 実演家の地位 >

芸術文化機関等において、質の高い芸能を提供していくために、芸術文化活動を担う専門家としての地位を確たるものとする必要がある。しかしながら、実演家が専門家として活動できるようになるには、長期間の修練のうえ才能を見いだされる必要がある。さらに専門家となった後も、ほとんどの場合、不定期で断続的な就業形態で、なおかつ就業先がめまぐるしく代わったり、自らが公演の主権を行う場合もある。このような実態ゆえに専門性に見合った処遇を得ることがきわめて困難である。そのため、実演家の地位向上のために、次のような施策が必要である。

- ・重要無形文化財保持者または保持団体の認定制度の対象範囲を広げ、現代芸術にも拡大する。
- ・既存の顕彰制度、文化功労者認定制度の対象を広げる。

実演家の地位を保障するために、実演家の就業形態のうち、労働法の適用になじまない分野については、実演家独自の社会保障制度を創設し、一般勤労者が享受しているものと同様の保障の実現を法的に図る必要がある。そのためには実演家自身の拠出とともに国および就業先からも拠出する制度が望まれる。

- ・仕事上の事故の保障や失業に関する共済制度を創設する。
- ・医療保障についての全国レベルの国民健康保険組合を認める。
- ・年金制度については実演家自らが運営する芸能人年金制度を公的に位置づける。実演家の不安定な就業状況を安定させるために以下の方策が必要である。
- ・職業としての芸能実演家と事業者の定義を確立し、文書による契約を奨励する。
- ・出演料など、実演家に対する報酬の債権としての優先順位を高める。

3. 社会基盤の整備のために

< 1. 文化政策の遂行にかかわる制度 >

国および地方公共団体は、文化政策の企画・立案、策定・決定、およびそれに基づく予算の執行、監査、評価を担う機関をそれぞれ明確にし、広く専門家・有識者の意見が反映されるようにし、かつ議論が公開され、チェック機能が働くような制度を整える。なお、国と地方自治体の役割分担が明確化されるべきである。

そのため、次のような施策が可能となるよう法整備を行う。

- ・国および地方公共団体において、文化政策の優先順位を格段に引きあげるとともに、独立性を確保する。
- ・特に企画・立案の過程および評価においては、芸術文化評議会(仮称)を設置し、専門家が参画できるようにするとともに、政策遂行にあたっては、情報開示を行い説明責任を明らかにするなど、透明性の確保を図る。
- ・国および都道府県、政令指定都市、一定規模の人口をもつ地方公共団体には、文化

政策の専門家としての文化専門職を配する。文化専門職は、芸術文化活動の実態・固有性を理解し、かつ、芸術文化に携わる個人、団体の表現の自由や創造活動の自律性に抵触しないよう留意しながら、文化政策の策定、執行に携わる。

- ・地域の文化的特性を考慮し、それぞれの地域にふさわしい文化行政の強化、行政機構の再編成を推奨する。また、国は地方分権のもとで、地域間の格差、地域内調整のための機構を、広域行政・地域ブロックごとに設置することを検討する。
- ・市民が芸術文化活動を支援しやすいよう、民間助成財団を育成するなど、制度を整える。

<2. 財政上・税制上の措置>

芸術文化が社会に存在することは、社会のアイデンティティを醸成し、地域社会の質を高めたり、教育的意義さらには経済波及効果をもたらすというように、芸術文化を直接享受する人ばかりでなく、教育や医療と同じように社会全体に便益をもたらす準公共財であると広く認められてきている。

芸術文化機関等が自律し、人々に芸術を提供するためには、活動により得られる事業収入（入場料・公演料等）で十分に賄えない状況を改善する必要がある。特に集団で行う芸術活動にとって、経費に占める人件費の割合が高く事業収入以外の財政的な手当を行わないと芸術の質、専門家の処遇に大きな影響を与えることになる。

このための施策として、国や地方公共団体による直接の財政支援、個人、企業、助成財団などによる寄付金や協賛金の支出奨励、さらに芸術文化機関等に対する減税措置が必要となる。特に芸術は鑑賞者との共感でなりたち、人々との協同で支えられていくものである。人々が支援をしやすい環境をつくるため、幅広い優遇税制が必要である。

現状では、芸術文化を享受する機会には、地域、学歴、職業などにより大きな格差があり、全ての人々に文化を享受する権利を保障するには、社会全体で芸術を支援していく必要がある。

公的な財政手当の考え方

- ・ 芸術文化機関における運営費
- ・ 文化政策目標の実現のために、その目的にかなう芸術文化機関等の事業

民間による支援制度を拡充するための寄付金税制優遇の改善

- ・ 芸術文化機関等に対する個人の一般寄付金の所得控除制度の新設
 - ・ 芸術文化機関等に対する法人寄付の損金算入限度額算定方式の見直し
- など、特定公益増進法人制度の抜本的見直しを含む芸術文化に対する寄付金制度の見直し。

芸術文化機関等に対する法人税等の減免措置

- ・ 本来目的である公演および教授事業収入に対する収益事業の適用除外
- ・ みなし寄付金制度の改善
- ・ 法人所得税の予納源泉制度の適用除外
- ・ 芸術文化機関等および特定の芸術文化活動の伝承者が、創造活動に必要な劇場・

稽古場・衣裳等の税制優遇措置（固定資産税、相続税）。

ただし、以上のような財政・税制上の優遇・支援をうける芸術文化機関および実演芸能組織は、活動状況の情報開示と説明責任を有するものとする。また税制優遇・財政支援の適用にあたっては、創造活動にふさわしい会計基準の設定を検討すべきである。また、寄付金税制優遇に関しては、芸術文化に限らず、広く自律的な市民活動を促進していく方向にそって、既存の公益法人制度、特定非営利活動法人制度等の見直しの一環として検討されるべきであろう。

< 3. 著作権制度等の拡充 >

新しい技術の出現と高度情報化が進む社会において、創造に関わるひとびとの役割を尊重し、創作活動を活性化するためのインセンティブを高め、また、それらの権利を保護するため、国際社会に率先して著作権等を拡充する。

< 4. 芸術文化振興に関する年次報告の整備 >

文化政策の企画・立案、評価に関して、下記のような国および地方自治体の文化政策および活動把握に関する報告が整備されねばならない。

- ・ 芸術活動への参加状況に関わる政府統計の充実と収集体制の整備
- ・ 芸術文化機関、芸能組織、文化施設の活動実態の情報収集体制の整備
- ・ 実演家、専門スタッフの活動実態調査の実施
- ・ 国および地方公共団体の政策の議会への報告

< 注記 >

ここでは、演劇、音楽、舞踊、演芸、そのほか、人の前で演ずる芸能、舞台芸術の総称を「芸能」として用いている。

わが国には、雅楽、能・狂言、歌舞伎、文楽、邦楽、日本舞踊など、古くから伝わる古典芸能とともに、近代以降、積極的に採り入れられるようになった西洋のクラシック音楽、オペラ、バレエ、現代演劇などなどの舞台芸術が共存し、大衆的な芸能にしても、寄席芸能から、戦後特にポピュラーカルチャーとともに欧米から流入して花開いたたくさんのポピュラー音楽、メディアを通じて盛んになったエンタテインメントなど、実に豊富にある。これらすべてを包含する語として「芸能」としている。

私たちは広く芸術振興の基盤となる基本法の制定を求めているが、提言の具体的な内容については「芸能」の範囲についてのみ述べている。

文化芸術振興基本法推進フォーラムの設立にあたって

2001年12月7日、21世紀これからの人々の生活、日本社会のあり方に大きな力となるであろう文化芸術振興基本法が公布、施行されました。

人は、よろこび、哀しみ、怒り、驚きなどの感情を表さずに生きていくことはできません。また、自分の信ずるところを人びとに伝えたいと願わずにはいられません。芸術文化は、そのような人間の根源的な欲求である「表現」が、積み重ねられ、洗練され、「結晶」したものといえましょう。さまざまな芸術文化の諸活動によって、人びとの感性が生まれ、新たな創造性を刺激し、文化のさらなる継承と発展が繰り返されてきました。この継承と発展の連続を、次世代につないでいくのは、人としての使命といえましょう。

人は、人とのつながりを持たずに生きていくことはできません。芸術文化は、人と人をつなぎ、共同体の形成や、社会の安定と調和のために大きな役割を果たしてきました。情報技術の急速な発達によって、コミュニケーションのあり方から、経済・社会構造までが大きく変容をとげつつある今、みずからの文化アイデンティティに対する自覚を促すとともに、世界のさまざまな固有の文化を尊重する基礎を育むためにも、多様な芸術文化に触れることの重要性は、ますます高まっています。

今、わたしたち一人ひとりが多様な価値観を受け入れ、お互いを認め合い、自由に生き方を選択し、豊かに暮らせる成熟した社会の構築に向けて、芸術文化のもっている力やその価値を再認識すべきであると考えます。

わが国でも近年、徐々にではありますが、芸術文化の社会的基盤整備が充実してきています。しかしながら、居住する地域や経済・社会的な要因によって、人びとが芸術文化を楽しめる機会には、依然として不均衡が存在し、創造的な活動に才能のある人びとが、十分にその能力を発揮して活動できる体制が整っているとは言えません。

「人びとは芸術文化に等しく参加する権利がある」という理念を改めて確認することと、ユネスコの「芸術家の地位に関する勧告」にもあるように、「芸術家および芸術文化諸活動の担い手が専門家として活動する条件の整備」の重要性を、あらゆる人々の共通認識とし、文化的環境の整備に取り組んでいくことが、日本の社会、経済の発展につながると考えます。

わたしたちはここに手をつなぎ、「文化芸術振興基本法」の制定を契機とし、文化芸術が豊かに息づく社会づくりに貢献する活動を進めることを宣言し、広く皆さまのご協力をお願い申し上げます。

2002年1月29日

(社)日本芸能実演家団体協議会	会 長	野 村 萬
(社)日本音楽著作権協会	理 事 長	吉 田 茂
(社)日本レコード協会	会 長	富 塚 勇
(社)音楽出版社協会	会 長	渡 邊 美 佐
芸術家会議	会 長	園 田 高 弘
(社)日本オーケストラ連盟	理 事 長	長 岡 實
(財)音楽文化創造	理 事 長	嶋 崎 謙
(協)日本映画監督協会	理 事 長	深 作 欣 二
日本映画メインスタッフ連絡会	代 表	高 村 倉 太 郎
全日本舞台・テレビ技術関連団体連絡協議会	会 長	鈴 木 勲
芸術文化振興連絡会 <PAN>	代表運営委員	清 川 輝 基